

中小企業・小規模企業振興基本条例の基本構成

前文（町の変遷や制定理由など）

第1条 目的

- ・中小企業、小規模企業の振興を図る
- ・経済発展と町民生活の向上に寄与

第2条 定義

- ・各用語の定義

第3条 基本方針

- ・企業者の努力を尊重
- ・地域特性に適した施策を各関係機関と協働で推進

第4条 基本的施策

- (1) 企業者の経営基盤の強化
- (2) 企業者の人材確保、育成及び定着
- (3) 雇用の促進及び就労環境の改善への支援
- (4) 企業者の資金調達の円滑化
- (5) 創造的な事業活動及び事業継承等への支援
- (6) 中小企業者・小規模企業者の販路拡大
- (7) 組織化の促進及び中小企業関係団体の育成
- (8) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出と、観光需要による町内消費の拡大
- (9) 工芸産業等の集積の活性化及び振興

基本的な施策を実施する
(Do・実行)

地域の実態を把握して施策(事業)に反映
(plan・計画)

協働して施策を推進

行政

第5条 町の責務

- ・基本的施策の実施、策定及び財政に関して適切な措置を講ずる
- ・町内企業者の受注機会確保

中小企業者等

第6条 中小企業者・小規模企業者の役割

- ・経営基盤の強化、従業員の福利の向上、企業人材の育成、雇用機会の確保
- ・町産品の利活用

第8条 大企業者の役割

- ・中小企業者、小規模業者との連携
- ・振興施策や事業の協力

第7条 中小企業関係団体の役割

- ・企業者の取組を支援
- ・振興施策や事業への協力

第9条 金融機関の役割

- ・円滑な資金の供給、経営相談、販路拡大

学校

第10条 学校の役割

- ・企業者への理解の促進

町民

第11条 町民の理解と協力

- ・企業振興への理解と協力
- ・町産品の利用
- ・企業者の経営や社会貢献に関心を持つ

第12条 審議会

第13条 意見の反映等

- ・中小企業、小規模企業振興に関する施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させる

施策(事業)の実施状況等を公表
(Check・検証)

現行の施策(事業)を評価する
(Action・改善)

中小企業・小規模企業振興基本条例 可決

町産品活用と協働で活性化めざす

中小企業・小規模企業振興基本条例は理念型の条例

中小企業・小規模企業の振興は豊かな町民生活の基盤です。実態調査をし産業振興の施策を創造します。町産品活用やイベント参加などを通して協働による振興を図るための条例です。

(関連記事は委員会レポート7ページを参照)